

郵送による国民健康保険資格喪失届のしかた

就職や扶養認定を受けたことにより職場の健康保険に加入した場合は、入間市の国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをするようお願いいたします。

① 必要書類（コピー）

1. 職場の健康保険証(加入者全員分)
2. マイナンバーがわかるもの(通知カードの表面
または個人番号カードの裏面等)
(加入者全員分)
3. 写真付本人確認書類(運転免許証や個人番号
カードの表面等)(世帯主のみ)

余白に下記を参考にして資格喪失の手続きを希望する旨ご記入ください。

② 必要書類（原本）

入間市の国民健康保険被保険者証
(職場の健康保険加入者全員分)

職場の健康保険証 入間 太郎	職場の健康保険証 入間 花子
マイナンバーが わかるもの 入間 太郎	マイナンバーが わかるもの 入間 花子
写真付 本人確認書類 入間 太郎	

職場の健康保険に加入したので、国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください。

(世帯主) 入間 太郎
電話番号 090-0000-0000
(日中連絡がとれる電話番号)

国民健康保険 被保険者証 入間 太郎

国民健康保険 被保険者証 入間 花子

①と②をお送りください。

(宛先) 〒358-8511
入間市豊岡一丁目 16 番 1 号
入間市役所 国保医療課 国保資格・税担当 宛

※手続き終了後、保険税の清算により、納め過ぎの場合は変更通知書と還付通知を、不足の場合は変更通知書と不足額分の納付書を、手続きの翌月中旬頃にお送りいたします。

※国民年金の喪失手続きについて

国民年金は、厚生年金の加入と同時に切り替えとなりますので、市役所で手続きをする必要はありません。